

2011 年度活動方針

1. 重点課題

特別課題) 震災救援活動

東日本大震災から2カ月を経ても、なお被災地の人々の生活は困難な状況におかれている。今後長期に渡る復興・新生のプロセスから見ると、被災から再生への救援・支援活動はその緒についたばかりである。かつての阪神淡路大震災では、ライフライン等が復旧していくにつれて障害者や高齢者が取り残されていく状況があった。地域生活支援の欠如といった、震災前からの課題が今後浮き彫りになってくることは間違いない。そうした点から障害者救援活動は、これからが本番とは言え、長期に渡る支援体制を構築していく必要がある。

とりわけ、家族介護中心で在宅で暮らしていた人は、ともすれば地域社会との接点が希薄で、震災後の安否確認等も遅れるなど困難が集中している。特に、一部の自治体では、ようやく行政と支援団体が協力して安否確認を行ってきているが、多くの自治体は未だに行政としての障害者の安否確認の方針も未確立である。そのため阪神淡路大震災では、効果的に実施できた支援団体による安否確認も困難な現状がある。また、被害の大きかった地域には、障害者のホームヘルプ等、地域生活を支えるサービス・資源が元々不足している状況があった。

さらに、今回の震災は地震・津波に加えて、現在も進行している原発事故が被災者の生活再建をより困難なものにしている。行政の避難計画や避難所生活及び一時帰宅では障害者等に対する配慮が欠けており、障害者がとり残されている。また、「計画停電」という名の突然停電、「節電モード」が強いられる中で、人工呼吸器やエアコン等の使用にも大きな影響を及ぼし、人工呼吸器使用者や体温調整が困難な障害者の生命を左右しかねない。

旧来の姿への復旧に止まることなく、インクルーシブな社会への新生を目指して、被災地の障害者とともに活動を進めていくことが求められる。何故ならば、普段から必要な支援を得ながら、社会参加し、様々な関係をもって地域で暮らせるインクルーシブなコミュニティこそ、真に災害に強い社会だからである。

だが、そうした私たちの求める方向と逆行する動きが出てきている。マスコミ等でも「復興のためには社会保障の抑制も」といった主張が見られる。だが、それは、被災地の障害者をさらに過酷な状況に追い込む議論であり、厳しく批判されなければならない。

また、厚生労働省から出された災害復旧費の国庫補助に関する通知では、その対象からホームヘルプ事業所が外される等の問題も出てきている。阪神淡路大震災の際にも小規模作業所が国の支援対象から除外されたが、同様のことが繰り返されていると言わざるを得ない。現在の制度の下、いかに地域生活支援が付け足し的な状況におかれているかの証左である。

こうした点をふまえて、私たちは、復興計画に当たっては、以下の点が盛り込まれるべきであると考えます。

- ・ 障害者制度改革の方向をふまえ、どんな障害があっても地域で暮らせるインクルーシブなコミュニティの構築を基本とする
- ・ 被災者の生活再建のためにも、社会保障・福祉の拡充を復興計画の中心に据え、そのための財源確保を行う。
- ・ 自立生活センターやホームヘルプ事業所、ハーフメイド方式のバリアフリー住宅やグルー

プホーム等住まい等、どこに住んでいても地域で暮らせるためのサービス・支援が得られるように、地域生活資源整備の必須化を図る。

- ・ 地域生活の支援事業所の立ち上げや人材確保を容易にするために、介護類型の簡素化（パーソナルアシスタンス）やみなし資格等の導入等を進める。
- ・ 地域の実情、当事者の提案に基づき多様な取り組みができるよう特区制度等を活用する。

これらの点をふまえて、東北関東大震災障害者救援本部（以下、救援本部）を軸とし、全国的な力を結集して以下の取り組みを進めていく。

1. 被災地障害者支援センター（宮城、福島、岩手）を通じた現地支援と全国的・国際的なバックアップ体制を構築していく。地域生活実現に向けて一人ひとりに着目した支援を行うとともに、特に、支援を必要とするところに重点的に人材・物資・財源を届ける。
2. 原発事故も視野に入れた遠隔地避難体制と重度障害者対応の自主的避難所を確保する。
3. インクルーシブな地域社会への新生に向けた復興計画策定と実施を求める。当面、東日本大震災復興構想会議をはじめとした検討の場に障害当事者参画を求めていく
4. 日本障害フォーラムとの連携に基づく国への要望活動、救援活動に取り組んでいる NPO 団体との協力を進める

重点課題 1) 障害者権利条約の批准と制度改革に向けて一東

日本大震災救援と新たなインクルーシブ社会の構築へー

2011 年度は制度改革の行く末を決める正念場の年となる。

3 月 11 日に発生した大地震と津波、それに伴う原子力発電所問題が複合的に作用している東日本大震災は、障害者にも甚大な被害を与えた。被災者の救済や新たな社会づくりに向けた取り組みが緊急に求められている。この間の内閣府障がい者制度改革推進会議（以下、「推進会議」）等、これらの点が十分に議論されてこなかった。DPI 日本会議としては、障害者権利条約（以下、権利条約）11 条等の規程を基礎とする社会へのインクルージョンや非差別の原則、ならびに、緊急事態における障害者の保護と安全の確保について、取り組みをこれまで以上に進めていくことが必要である。今後大規模な「復興事業」が行われることが予想されるが、旧来の状態に復旧させることだけが先行され、インクルーシブ社会というあるべき社会像が歪められてはならない。2011 年 4 月に「東日本大震災復興構想会議」が立ち上げられ、復興への議論が政府次元で始まっているが、ここに障害当事者は参加していない。障害当事者が参画し、復興に当たっては、本当に安心して地域で暮らせるインクルーシブ社会への新生を基本にしていくことが必要である。

第二に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」（以下、第一次意見）で示された改革推進のロードマップを当事者主体で進めていくことであり、障害者基本法（以下、基本法）改正問題への取り組みと障害者総合福祉法（以下、総合福祉法）の輪郭を明らかにしていくことが大きな課題となる。基本法については、今回改正から漏れた内容と不十分な点をどのように補完し、今後につなげていくか検討することが必要である。教育、労働、医療などの個別分野における課題は山積みである。教育分野においては、「特別支援教育の在り方に関する特別委

員会」が第一次意見に基づいて設置され、様々な検討を行ってきている。しかし、検討されている内容等を見ると必ずしも権利条約の規定を理解していると思われず、今後 DPI 日本会議として、チェックを行い積極的に参画していく。医療分野では、精神障害者の強制医療と退院促進のための取り組みを進めていく。総合福祉法については 2012 年度の通常国会への上程が予定されており、DPI 日本会議としては総力を挙げ、すべての障害者が安心して地域で自立した生活を可能にする総合福祉法づくりに取り組む。これら制度改革に共通する課題は、政局や「推進会議」と既存の審議会との関係であり、「推進会議」の歴史的意義をどのように活かすか、私たちの力量が問われている。

第三に、地域主権改革と制度改革との関係を注視していくことである。2010 年 4 月に関係法案が提出され、地域主権戦略大綱が 6 月中にまとめられた。その内容は国から地方自治体への権限や財源の委譲のための改革であるが、障害者の地域生活や人権水準を後退させかねない問題がある。特に問題なのは、基礎自治体への権限委譲と「ひも付き補助金」の一括交付金化である。障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）やバリアフリー新法、基本法なども対象とされており、用途が明確になっている国からの交付金等をすべて「ひも付き補助金」とし、交付金や補助を一括交付金化する動きもある。この間進めてきた制度改革の議論と逆行させないための活動を継続して行う。

第四に、これらすべてに関連してくることとして「税と社会保障」の問題が浮上している。ここでは、震災復興を優先するという理由から社会保障財源を削るべき、ということがいわれ始めている。DPI 日本会議では、すべての人が安心して地域で暮らすことができる社会はインクルーシブな社会である、という観点に立ち、こうした議論に全力で立ち向かっていく。

上記の課題について効果的に取り組むためには、他の団体との連携、とくに JDF 関係団体との連携が重要である。2002 年の DPI 世界会議札幌大会や権利条約の交渉等によって培われてきたこれらの団体との協力体制をさらに強固にする。

重点課題 2) 国際活動・支援の推進および発展に向けて

世界の多くの途上国との連携を強化してきた DPI 日本会議の国際活動は、昨年、世界全ての地域を網羅するに至った。救援本部が立ち上がった際には、彼らが支援の要望書を翻訳し、11 カ国の言語での呼びかけができるに至った。海外からの支援金もそのおかげで徐々に増えている。長年の国際協力活動が世界との連携を基盤とした大きなネットワークを構築してきたことを実感した。

従来からの活動としては、高い評価を受けて 1 年半の延長が決まった「ブラジル・ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育」プロジェクト、DPI 北海道ブロック会議（以下、DPI 北海道）による「中央アジア障害者リーダー研修」への協力、中西正司常任委員の DPI アジア太平洋ブロック（以下、DPI-AP）議長ならびに世界評議員・財務担当役員としての業務、韓国 DPI との定期的交流などを予定している。

また、上記の幅広い活動に加えて、新規の事業も計画されている。アフリカでは、アフリカ調査の結果を受け、自立生活運動の普及に焦点をあてた、アフリカ障害者の十年のための研修プログラムを英語圏、フランス語圏の両方で実施する。さらに研修プログラムの成果を活かすべく、マラウィでのパイロット・プロジェクトを独立行政法人国際協力機構（JICA）の草の根

プロジェクトとして申請し、運営はヒューマンケア協会が担う。これらの活動を通して、私たちが培った自立生活の技能や、それに伴う権利擁護、アクセシビリティなどの経験や知識を途上国の障害者と共有していきたい。

特にアフリカでは、南アフリカ・ダーバンにて第8回世界会議が10月に開催される。その直前にはインド・ニューデリーでアジア太平洋ブロック会議も開かれる。DPI日本会議としても積極的に参加し、アフリカやアジアの障害を持つ仲間がこれを機会に一步でも二歩でも前進できるように協力したい。一番の協力は、会議への参加であることは言うまでもない。

アジア太平洋においては、すでに第2次アジア太平洋障害者の十年の終了を見据えた2013年からの新十年の計画がある。DPIアジア太平洋評議会は東南アジア諸国連合（ASEAN）地域のネットワークを強化し、これに協力しようとしている。宮本泰輔事務局員のDPI-AP事務局への赴任をはじめとするDPI日本会議の支援もあいまって、DPI-APはDPIの中で最も活発なブロックとなっている。私たちも新十年の戦略へのインプットや、日本政府の国際連合アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）障害プログラムへの支援の増額要請など、様々な協力を行っていかなければならない。

従来はアジア太平洋地域中心の活動が、徐々に南米、アフリカに伸びるのに呼応して、DPI日本会議事務局のみでなく、加盟団体にもその実施に関わってもらい、活動の輪を広げていくことが急務である。「アジア障害者支援プロジェクト」を実施するAJU自立の家や、DPI北海道ブロック、ヒューマンケア協会、メインストリーム協会に続く団体が出てくることを願っている。

重点課題3) 障害者差別禁止法制定に向けて

「推進会議」のもとに設置された差別禁止部会は、差別禁止法の制定を目的とする政府の会議体としては初めてのものとなる。これは、長年の障害者差別禁止法制定運動の成果である。DPI日本会議は事務局を担っている「障害者政策研究集会」（以下、「政策研」）の作業チームで「障害者市民案」（2008年）を取りまとめ公開する等、この運動を先導してきた。しかし、これは差別禁止法制定のスタート地点に立ったに過ぎず、今後は本格的に中身を作り上げる作業を行っていかなければならない。DPI日本会議としてはなぜ差別禁止法が必要なのか、という原点に立ち返って積極的に臨んでいく。具体的には以下の通り、差別禁止部会への積極的な参画と全国的な差別禁止条例制定運動の強化を行う。

差別禁止部会は「推進会議」・総合福祉部会と比べ専門家の割合が多い。差別禁止法は、障害者（関係者も含め）に対する日常生活・社会生活における様々な排除や制限、分離をなくしたい、という声から、世界中に広がってきたものである。権利条約の規定を手掛かりとして、あるべき差別禁止法の基本的な構成や対象分野などについて、JDF関係団体と共に障害当事者団体として当事者の声を届けることを積極的に行っていく。JDF政策委員会差別禁止法小委員会の活動に主導的に参加し、地域での学習会等の企画、日米欧韓といった国々との差別禁止法に関する国際シンポジウムを議会や関係省庁を巻き込んだ形での企画をJDFで進める。

さらに、都道府県、政令指定都市、市町村における差別禁止条例（障害者権利条例）制定運動をJDF関係団体や日本自立生活センター協議会（JIL）と協力して推進していく。熊本県、

沖縄県や八王子市など条例制定が具体化しつつある地域や、兵庫や愛知、大阪などの条例づくりを本格的に進めようとしている地域への支援、すでに条例ができた地域についてのモニタリングを行い、より良い条例づくりや運用、改正につなげていく。

地域に密着した条例は、障害者の日常生活、社会生活を支える大切なものであり、かつ差別禁止法作りの基礎ともなる非常に重要なものである。

重点課題4) 地域生活支援の確立に向けて(総合福祉法等)

震災救援活動の中で、安否確認が最も遅れたのが、地域の中で孤立した状態で暮らしてきた障害者や高齢者であった。必要な支援を得ながら、社会参加をし、様々な関係をもって地域で暮らせるインクルーシブなコミュニティこそ、真に災害に強い社会である。今後、検討が進められる復興策の中で、旧来の姿への復旧だけを目標とするのではなく、インクルーシブな地域社会への新生が重要項目として盛り込まなければならない。被災から再生を目指した活動の上からも、今後の障害者政策のあり方が大きな焦点となることをふまえて取り組んでいく必要がある。

「推進会議」・第一次意見を受けた閣議決定では、応益負担を原則とする現行の「自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする総合福祉法の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、2012年通常国会への法案提出、2013年8月までの施行を目指すとして明記されている。

そうした工程から、総合福祉部会では2011年夏までに新法の骨格をまとめることになっている。特に、今後、第二期作業チームでの議論から骨格提言に関しては、施設・病院からの地域移行、地域生活の基盤整備、報酬等より具体的な項目を取り扱うことになり、様々な立場・利害からの意見が出てくることが予想される。

DPI日本会議としては、地域生活の権利確立に関わる項目に対して、重点的に取り組みを行う。具体的には、障害の定義・範囲、協議・調整型の支給決定(エンパワメントや相談支援等も含む)、地域生活中心のサービス体系(パーソナル・アシスタンス・サービスや移動支援等)、病院や施設からの地域移行、地域基盤整備と長時間サービスの財源確保、利用者負担等である。

いずれにしても、これらの実施に当たっては、障害者予算の充実・確保が不可欠であり、基本法以上に様々な困難が予想される。さらに、部会での新法の骨格提言の後、どのようなプロセスを経て法案化されていくのかも現時点では明らかになっておらず、骨抜きにされることのないように、全国の仲間と団結した総力戦の取り組みが求められてくるだろう。

新法制定とも大きく関係する「自立支援法」訴訟の「基本合意」の完全実現に向けても引き続き取り組んでいく。一方で、「地域主権改革」等の激しい動きの中で、障害者等マイノリティの存在が忘れられ、社会的排除が進むことのないよう、セーフティネットの確立等を提起し、他団体とも協力しながら取り組みを進めていく。

さらに、子ども・子育て新システムに関して、「インクルーシブ社会構築は共に育つことから」の視点からの提起を行っていく。

重点課題5) 交通バリアフリー化重点整備目標作成に向けて

都市部においては、鉄道や地下鉄の駅のバリアフリー化は、エレベーターによるワンルート・バリアフリー化確保及び多機能トイレの全駅整備化と、その仕様のスパイラルアップによる多機能分散化の改善は進んだが、地方と都市部の整備状況の格差は拡大している。

また、バリアフリーな設備等の整備に反して、事業者による障害者に対する理不尽な「乗車拒否」等は後を断っていない。

今後どのようなユニバーサルデザインの社会を目指していくのか、地域・障害等の個別のバリアをどのように解消していくのか、より具体的で明確な意見提起をすることが必要である。そして、権利条約が掲げるインクルーシブ理念に基づく「移動(利用を含む)する権利の保障」と、交通(移動)・まちづくりにおいて障害者が必要とする「合理的配慮」を、地域の身近な課題と取り組みにつなげながら確保することにより、障害者があらゆる機会から排除されない社会の実現を目指していきたい。

これらの状況を踏まえて、2011年度は、以下の項目に積極的に取り組んでいく。

1. バリアフリー新法の見直しにより新たに策定された諸目標の早期実現を求める。また、現在の課題の整理と解決策について検討し、ポスト・バリアフリー新法を展望した取り組みを進めていく。
2. バリアフリー化の進捗状況の指標である基本構想策・基準適合エレベーターまたはスロープによる段差解消駅・ノンステップバス導入の100%実現や地域間格差の解消をはかるための効果的な対策を、国土交通省・関係市区町村並びに関係自治体に強く求めていく。
3. 視覚障害者等の鉄道駅利用の安全確保をはかる上で、もっとも有効で緊急な対策であるホームドアの普及に向けて、国・自治体・交通事業者等に対する働きかけを強めていく。
4. 障害者の航空機利用の際の設備および接遇の様々な障壁や、トラブルの解消をはかることを目的として、関係省庁や航空会社等との話し合いを継続的に行っていく。また、航空機利用の際のトラブルの事例収集等を行い、トラブルの解消を目指していく。さらに、空港へのアクセスのバリアフリー化確保を求めていく。
5. 交通バリアフリーのみならず、まちづくり全体について、障害当事者としての意見提起や改善提案等を的確に行うことのできる人材を全国的に養成していくことを目的とした「バリアフリー障害当事者リーダー養成研修」を引き続き関係団体と協力して行う。
6. 様々な障害者が安全かつ円滑に社会参加していけるように、移動福祉機器や各種交通車両および旅客施設のユニバーサルデザイン化に向けて、積極的に参画し意見を述べていく。

重点課題6) 精神障害者の人権と地域生活の確立に向けて

2009年9月にまとめられた「精神保健福祉医療の更なる改革に向けて」(今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書)では、(1)精神医療の質の向上、(2)地域生活を支える支援の充実、(3)普及啓発の重点的实施等、がうたわれている。しかし、実際には国の予算においては、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、心神喪失等医療観察法)への偏りが突出している。福祉施策についても「自立支援

法」の福祉サービス利用者中、精神障害者の占める割合は 10.2%(2009 年)と低い水準に止まっている。障害程度区分等の問題もあり、精神障害者の地域生活支援サービスの地域間格差は大きく、居宅生活支援事業や地域生活支援事業を使える量の隔たりも顕著である。また、医療中心の制度の下、福祉サービスの利用が阻まれがちな状況にある実態から、予算措置等の具体的な施策として、医療から福祉への転換を進めることが必要である。

病棟が「生活の場」になり、ケアホームや地域活動支援センターもその約 8 割が、医療法人が運営主体となっている。病院敷地内のケアホームへの居住による「退院(地域移行)」の場合もあり、当事者のエンパワメントとステップアップをしていく支援がないため、自分の希望に基づいて生活を作っていくことができない。

そうした人たちの置かれた状況(周囲の職員らの無理解・自分の絶望やあきらめ感)に投げ出すことなく共感を持っていける同じ入院体験者を、ピアサポーター兼権利擁護者として本人らへの情報を届け、希望を生み出す仕事として位置づけるべきである。

こうした認識の下、以下の点を実現していくために活動を進めていく。

病院入院中の精神障害者の権利擁護の保障や他科診療における差別的取扱いを廃止する。

精神障害者の特性とニーズにあった福祉サービスの支給決定の仕組みとする。

ネグレクト状態に置かれていた入院体験者を中心にしたピアサポート・権利擁護体制を確立する。

地域での当事者の実践をふまえたピアサポートの事業化を進める。

病棟等への出前や電話相談を積極的に位置づけた支援活動を推進する。

賃貸住宅の契約書等での差別(欠格)条項等を廃止する。

実効性が確保された差別禁止法、並びに差別禁止条例制定を制定する。

<当面の課題>

1. 精神科病棟も通報義務の対象とした虐待防止法と差別禁止法を制定する

過去の実態及び精神科病棟の密室性(虐待・人権侵害が生み出されやすく、表面化しにくい入所施設と同様の構造的問題)から、精神科病棟においても、通報義務など実効性のある形で虐待防止法の対象とすることが必要である。また、常に外部の権利擁護者が、病棟や施設に立ち入れる仕組みが求められる。そのために、オンブズパーソン制度の確立が必要である。

2. 社会的入院を解消するために地域移行を促す法制度を確立する

「改革ビジョン」では「10 年間で 7 万 2 千人の社会的入院の解消」と掲げたが、遅々として進まず、新たに高齢にともなう社会的入院が生み出されている。こうした実態を踏まえるとともに、国の隔離収容政策がもたらした人権侵害への責任を明確にし、社会的入院を解消するために、次の点を盛り込んだ、地域移行を促す法制度を定める。

・精神科病棟の療養環境を改善するため、守られるべき患者の人権を明確にする。(例「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」大阪府精神保健福祉審議会.2000)

・長期入院者のエンパワメントのために、境遇や体験を共有するピアサポーターの継続した支援と地域移行支援事業の中でピアサポーターによる支援の必須事業化とする。

・かけこみや電話相談等、当事者のニーズ・ペースにあわせた 24 時間の相談支援体制を確保する。

・現行の障害程度区分に基づく認定方法を根本的にあらためて、精神障害者の特性とニーズにあった支給決定の仕組みへ組み換える。

・看板かけかえの「退院支援施設」を撤回するとともに、真に地域移行を進めるために、一人ひとりに合った支援を本人が体験利用しつつ選んでいける支援体制を確立する。

3. 心神喪失者等医療観察法の廃止と「精神科特例」を解消する

心神喪失者等医療観察法の対象者とそうでない者に、本来提供されるべき精神医療に違いはない。精神障害者を「危険な者」と見なし、多大な予算を使い特別な建物に閉じ込め、精神障害者に対する社会的偏見、差別意識を増幅させている心神喪失者等医療観察法の廃止を求める。

精神保健福祉法による入院も、地域での生活支援を充実させるものとし、他科並みの人手を確保し、十分に医師の診察を受けられ、一人ひとりに合ったメニューがつけられるようにする。

さらに、今後、精神科の入院は、精神の単科病院ではなく一般病院の中のみとし、早期に退院して地域で生活をおくれる法制度を求める。

重点課題7) とともに学ぶインクルーシブ教育制度の実現に向けて

今国会に上程が予定されている基本法の改正案には、DPI 日本会議が目指してきたインクルーシブ教育推進の方向やそれに基づく合理的配慮などの具体的施策を盛り込ませることはできなかったが、インクルーシブ教育の必要性の理解を深めることはできた。DPI 日本会議は現行の障害の有無に基づく分離学教育体制を変え、「原則統合」を基本とする「ともに学ぶ教育」の制度への変更を目指す。そのため「学校教育法」及び同法施行令を改正させるべく、中長期の戦略を立てて運動を継続させていかなければならない。

当面の課題は、基本法改正案の第 16 条第 1 項の文言の変更が必要である。具体的には、『能力に応じた』『(障害)特性を踏まえた』と『可能な限り』の削除と、『…配慮しつつ』の表現を『基本としつつ』に改めさせるなどの提起を各政党に働きかけ、国会内での議論を求めていかなければならない。また、国会審議においては、基本法の見直し規定を明確に盛り込むことを求めて、ロビー活動などを展開する必要がある。さらに、インクルーシブ教育推進の内容に関わる点として、特特委でも論点となった就学先決定の仕組みや「合理的配慮」の内容及び方法についても、当事者の側から具体的な課題を積極的に提起していく必要がある。

中長期の課題としては、権利条約の批准と連動させつつ、原則統合を柱とする新たな法制度体系の確立を図らなければならない。そのためにも「障害児を普通学校へ・全国連絡会」など、他組織との連携をよりいっそう強め、「障害者権利条約推進・インクルーシブ教育推進ネットワーク」の組織の拡大と各都道府県レベルにおける事務局体制の確立を急がなければならない。

そうした取り組みの一方で、旧態依然とした障害者隔離・排除の施策や「障害の軽減・克服」を絶対化する医学モデルに基づく障害者観など、固定的伝統的な価値観に対しても粘り強い批判を行い、社会モデルへの転換を進めていく必要がある。

高等教育分野においては、現在もなお障害を理由に受験や入学を拒否する大学等があり、入学後の障害学生に対する支援のあり方が大学等によって異なっている現状を踏まえ、高等教育機関での障害者差別禁止と合理的配慮の確立を目指すことが必要である。そして、障害学生支援を国の障害者施策の中しっかりと位置づけていこう、働きかけを強めていかなければならない。また、2010 年度より配慮内容が拡大した「大学入学者選抜大学入試センター試験受験特別措置」について、障害学生への配慮内容としては不十分な面も残っており、引き続き注視

する必要がある。

教育分野に関する運動は、法制度、伝統的価値観や偏見、具体的施策など、さまざまな観点に対する展開が求められている。私たち DPI 日本会議にとって、「インクルーシブ教育制度」への転換のための闘いは極めて重要であり、これまで以上に幅広い取り組みが急がれている。

重点課題 8) 障害者雇用と労働権の確立に向けて

障害者雇用・労働に関しては、以下の項目を、制度改革に向けた DPI 日本会議としての方針及び検討課題とし、JDF、「政策研」、日本労働者組合総連合会（連合）、全日本自治団体連合会（自治労）、日本教職員組合等の関係団体との連携を重視した取り組みを進めていく。

1. 雇用における「合理的配慮（採用時及び採用後）」と「差別の禁止」などの法定化を求めていく。そのために、権利条約の視点から、「一般就労」「福祉的就労」等の実態を検証するよう、国に働きかけていく。
2. 「合理的配慮」についての具体的なガイドラインの作成を目指す。
3. 「福祉的就労」を労働政策に位置づけるとともに、賃金補填制度の創設も含めた、賃金、所得保障のあり方について、実効性ある施策を進めるよう、国に対して働きかけていく。また、社会的雇用のあり方と制度化に向けた議論を進めていく。
4. 現行の納付金制度は、法定雇用率未達成企業の存在を前提としているため、これ以外の新たな財源確保について国に働きかけていく。
5. 雇用促進法を以下のとおり見直すための取り組みを行っていく。
 - ・「障害者の範囲」を基本法の見直しとも連動して拡大する。なお当面は、精神障害者の雇用義務化の早急な実現を求める。
 - ・「重度」の定義を見直すとともに、「障害者の尊厳」及び「実雇用人数を縮小する」という観点からダブルカウントは廃止し、障害者が働くために必要とする支援を充実する。
 - ・現行の法定雇用率及び算定方法を見直すとともに、納付金等の対象範囲を検討する。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

障害者の所得保障の確立に向けて

今後、年金改革議論が進められる中で、障害者の所得保障の課題を提起していかなければならない。そのために、以下の諸点の実現に向けた取り組みを進めていく。中でも、医学モデルに偏る支給基準の見直しと、在日外国人障害者の無年金問題の解消に力を入れていく。

1. 障害基礎年金、各種手当等の支給基準の見直し

障害基礎年金や各種手当等の支給基準の見直しを図り、障害の種別を限定せず、また、身体的機能の損傷を支給の基準とするのではなく、稼得能力、生活上の必要性等を考慮した、新たな支給基準策定を図るべきである。

2. 年金制度の見直し

年金制度のあり方に関しては、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを図るものとする。

障害基礎年金の給付水準を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準の目安としては、現政権が打ち出している7万円の最低年金保障を考慮に入れつつ、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額の獲得を目指していく。現在、無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。現在、無拋出の障害基礎年金制度にのみ設定されている所得制限規定は撤廃する。

上記の提案が実現されるまでは、現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の対象の拡大を図る。特に、理由なくこの制度の対象外とされている、在日外国人障害者の無年金者に対しては、受給可能なものとすべきである。無年金障害者の全面的な解消が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。

3. 手当制度

特別障害者手当の性格を自立生活手当とする等の見直しを図り、新たに設定される支給基準の下に、知的障害、精神障害等をはじめとするすべての障害のある人を給付の対象とする。

また、グループホーム、ケアホームの家賃補助がなされたが、さらに障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。

4. 生活保護制度に関して

生活保護制度のセーフティネットとしての役割を強化し、必要とする人が、必要な期間、容易に利用できる制度を求める。

5. 反貧困運動に関して

障害者の貧困問題の解決に向けて、社会全体の貧困状況からの脱却をめざす反貧困ネットワークの運動と連携し、運動に取り組んでいく。

生命倫理・優生思想

昨年6月、脳死・臓器移植法が改正され、施行に向けて今、厚生労働省において臓器提供者

の家族の範囲や虐待された児童の扱い等について議論されている。直近の情勢として、厚生労働省の臓器移植委員会は4月5日、脳死とされてから30日以上心臓が動き続ける「長期脳死」も、数日で心停止する通常の脳死と同じく、臓器提供の対象となることを確認した。現在のところ、障害児・者からの提供は行わないとしているが、長期脳死と診断された者が障害者として扱われている可能性も否定できず、これからの議論の展開を注意深く見ていく必要がある。これらの事は障害者の尊厳死法や安楽死法の制定に繋がり、重度障害者の意思とは関係なく死を選ばされる可能性のある重大な事として捉え、抗議の意思表示をしていく。

また科学や医療の進歩に伴い、遺伝子操作や精子と卵子を善し悪しに分けて取り出し、試験管の中で育てるといった研究が進むことが優生思想に繋がり、障害者の存在がますます特別なものにされるといった不安感を抱かざるを得ない。

さらに、優生保護法下において、男女を問わず障害者が不妊手術や堕胎を強要され身体的、精神的に屈辱と苦痛を受けたことに対して、国はいまだ謝罪をしていない。これらの事を提起し、行動をしていく必要がある。その意味で、当面する重点課題として、基本法の改正にあたって、第3章「障害の予防に関する基本的施策」の削除を強く求めていく。

女性障害者

DPI女性障害者ネットワーク（以下、DPI女性ネット）との更なる連帯のもと、社会の女性障害者に対する問題意識を高めていく。2011年度の活動としては、キリン福祉財団の助成を受け、DPI女性ネットが中心となり障害女性に対する複合差別の実態を明らかにするための調査・研究を行い、報告書をまとめる事業を行う。この事業は、障害女性が受けている複合的差別に対する社会の認識を深め、共に課題を解消していくことを大きな目的とする。

また、継続して「しゃべり場」やシンポジウム等を開催する。各種イベントを通し、全国各地の障害女性とのネットワークを広げ、より有意義な情報交換、情報共有、それを通じた障害女性のエンパワメントを目標とする。また、他女性団体等の女性たちとの繋がりを重視し、積極的に外部団体のイベントや会議に参加する。

これらの活動を通じ、今まで可視化されにくかった障害女性の複合的差別の問題にスポットライトをあて、社会の意識をより高めるための活動を行うことを方針とする。

2) 調査研究事業

障害者総合福祉サービス法プロジェクトに関する取り組み

東日本大震災により一ヶ月スケジュールが延期されているが、第二期作業チームでの検討を6月まで行った後、総合福祉法の骨格提言についての議論に移っていく。いよいよ、新法の検討の大詰めを迎えることになる。さらに、部会による骨格提言以降も、法案制定に向けた動きや、円滑実施のために各種のモデル事業や実施体制の準備が課題となっていく。

これらの動きを見据えた、政策提言の内容を準備していくことが、サービス法PTに課せられた課題となる。特に今後、新法提言の際に議論となっていく、協議調整による支給決定を進めていくための体制整備（モデル事業含む）やパーソナルアシスタンス制度の創設やサービス体系のあり方、長時間介護などが必要な重度障害者の地域生活を実現していく財源調整の仕組み、さらに、今後の税と社会保障改革及び、震災復興策の中での障害者関連予算等の課題につ

いての検討を進めていかなければならない。そのために、必要に応じて、関係者からのヒアリング等を実施していく。

また、新法の円滑な実施のために各種事業について検討するとともに、「自立支援法」一部改正法についても新法の足かせとさせないため政省令の具体的な内容についても提起できるようにしていく。

3) 普及啓発事業

よりよい普及啓発のための広報体制等について

DPI 日本会議としてあるべき広報の方向性として、広報媒体（メディア）同士の有機的な連携が挙げられる。広報活動に携わる事務局員一人ひとりが、常任委員会を始めとする会議や各方面の研修会等への参加を通して、情報収集に努める。

季刊誌（「DPI」）について、販売部数や広告収入は、各方面へのネットワークを重視し、具体的な数値目標を編集会議等で定め、実現していく。今後、各地で活発になるであろう権利条例の動きと関連した特集や、権利条約のあるべき批准の姿を見据えた記事、「推進会議」の動きを追って発信していく。

月刊紙（「われら自身の声」）では、引き続き加盟団体との連携を活かした記事の提供を行う。毎月の「推進会議」の報告も継続し、迅速かつ内容の濃い情報提供をする。

今年度は焦点の一つである基本法改正を主軸に、見解や意見は機関誌やホームページで、速報はメールマガジンや月刊紙でといったように、各種メディアの特性を活かした普及啓発活動を続けていく。広報担当者によるミーティングも毎月1回以上開催し、常に最新の情勢と向き合いながら、あるべき広報の体制整備について、今後さらに議論を深めていく。

4) 権利擁護事業

DPI 障害者権利擁護センターの活動について

DPI 障害者権利擁護センターでは、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続化しており、相談員の力量の更なる強化が望まれる。また、東京都近郊以外の地方の相談が、メール・電話によるものが主になってしまうので、地方の相談機関との連携の強化が引き続き必要である。さらに、相談というより差別的対応などの通報に対して、障害者運動との連携の強化が求められている。

こうした状況を踏まえ、今年度の方針として以下の諸点が上げられる。

- 1 相談体制の強化
相談員相互の情報の共有と内部研修の充実
- 2 関係機関への働きかけ
全国各地の障害当事者主催のセンターとの連携を強めるとともに、各種人権擁護機関・団体とのつながりの深化
- 3 既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている人々への、相談強化の取り組み

5) 団体育成事業

加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

DPI 日本会議の地方ブロックの形成は、今後の地方分権改革への対応や草の根の障害者運動の結集という点からも重要である。加盟団体を拡大していくとともに、可能な地域から地方ブロック化に向けた準備を進めていく。また、救援活動の展開とインクルーシブなコミュニティへの新生に向けて、被災地の加盟団体・関係団体への支援を強めていく。引き続き、JDF の地域フォーラム等の開催に当たってその地域の加盟団体と連携を取りながら、準備に協力していく。そして、そうした地域的な連携の中から差別禁止条例制定等の取り組みを広げていくとともに、各地でブロック設立の準備を進めていく。

6) その他の事業

DPI 日本会議ウェブサイトへの点字印刷ビギンの案内を通して、点字作成に関する問い合わせや見積依頼が増えてきている。今年度は、機器等の整備を行い、トラブルやプリントミスを最小限にとどめる。また、2011 年度も引き続き営業活動にも力を入れていく。

その他の収益事業では、引き続き書籍等の販売、カタログ販売の継続、過去の資料として有益な DPI 機関誌バックナンバー等の販売促進等に力を入れていく。

3. 組織体制整備

会員および支援者の増大に向けて

救援本部の活動資金を幅広く呼びかけるために、被災地救援・復興活動を行う NPO 法人・認定 NPO 法人に対する税制上の支援措置等についての情報収集や、復興支援税制法案成立に向け、積極的に意見提起を行う。

また、2011 年度も引き続き、加盟団体の少ない地域における正会員、賛助会員及び購読会員の獲得に努め、DPI 日本会議の活動への理解と周知を得て、寄付や支援を積極的に獲得するよう努める。

事務局の体制整備について

DPI 日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、ボランティアの確保など、引き続き事務局体制及び環境整備等を行う。

財政および予算執行について

引き続き、加盟団体や協力団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI 日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付、会員の推移について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行うと同時に、認定 NPO 法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定 NPO 法人としての社会的信用性獲得と、より公正な組織運営を目指す。

また、定款第 5 条(1)の に基づく「基金」の運用の検討及び第 8 条に定める正会員会費についての見直しを引き続き検討する。